

年末の忙しさに追われ、火の取り扱いがおろそかになっていませんか?毎年この時期は「ついうっかり」 による火災が各地で発生しています。

悲惨な火災を出さないために、消防署では「年末火災予防強調期間」として、家庭や飲食店などに防火を呼び掛けます。

新しい年を穏やかに迎えるためにも、火の取り扱いには十分注意しましょう。

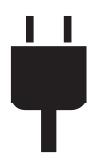
## よく確かめて!

「ついうっかり」による火災を防ぐため、次のことに注意しましょう。

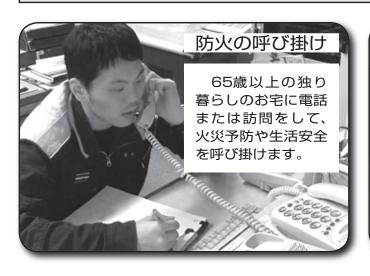
- ○ストーブの周りに燃えやすいものはありませんか?
- ○台所を離れるとき、ガスコンロの火は消しましたか?
- ○たばこの投げ捨てや寝たばこはしていませんか?

# 隠れたコンセントにご用心

ほこりがたまったコンセントは、湿気によりショートして火災が発生することがあります。冷蔵庫やテレビなど、隠れたコンセントは見落としがちですので、年に1回は点検・清掃をしましょう。



# 期間中の主な運動



### 広報

12月20日(水午前 9時から、広報車によ る巡回広報を実施し ます。

また、午前8時と午後5時の2回、愛の鐘放送設備による広報を行います。



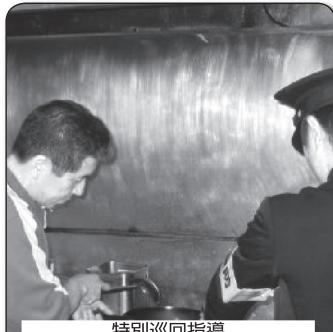
# 年末火災予防強調期間

## 消防団による夜間警戒

弥生・幾春別地区で、消防団による夜間 警戒を行います。

消防車で地区を巡回し、警戒中は赤色回 転灯を点灯し、警鐘を鳴らして走行します。





特別巡回指導

年末で特に多忙になる飲食店を巡回し、 火気の取り扱い不注意や不始末による火 災が発生しないよう、火気設備の点検や後 始末について指導を行います。

また、万が一火災が発生した際に、いち 早く消火と避難ができるように注意や指 導を行います。

# 住宅用火災警報器を設置しましょう!

三笠市では、平成23年6月1日より住宅用火災警報器の設置を義務付けています。火災をいち早く発見し 逃げ遅れによる犠牲者を防ぐためにも、まだ設置していない家庭は早急に設置しましょう。

### ●対象となる住宅

戸建住宅、共同住宅(マンション・アパートなど)、店舗併用住宅などの中にあるすべての住宅部分が対象 となります。

#### ●設置する場所

普段、就寝(寝室)に使用している部屋に設置します。

台所は義務設置ではありませんが、コンロ火災を防ぐためできるだけ設置しましょう。設置場所や取り付 け方法については、消防署消防係に問い合わせてください。

なお、住宅用火災警報器を購入・設置した方は消防署までご連絡ください。

#### ●住宅用火災警報器の種類

住宅用火災警報器には、煙を感知する煙式と熱 を感知する熱式の2種類がありますが、消防法で 設置が義務付けられているのは煙式のものです。 また、電源については電池式または家庭用電源式 があり、電池の寿命は約1年から10年で製品に よって異なるので確認しましょう。価格は電池の 寿命や機能などにより異なりますが、1個数千円 から1万円程度です。





熱式

煙式